

## 05 法務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	企業会計単位通貨を主要外国通貨とする特例(産業空洞化対策関連)	都道府県	山口県	
		提案事項管理番号	1009010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係省庁	法務省 経済産業省
------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>歴史的な円高の長期化により、日本製品を輸出することが国際価格競争において不利な状況が続いており、産業空洞化が懸念されることから、その対策として、外国為替変動の影響の少ない環境を日本国内に設けるために、外国取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨とすることを特に認めるもの。</p> <p>輸出企業等が、国内で外国通貨による生産等の企業活動を行うことができれば、日本製品は国際市場において、為替変動のない対等な価格競争を行うことのできる環境が整うことになる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由：</p> <p>歴史的な円高の長期化により、日本を代表する輸出企業の収益赤字化、海外生産へのシフト、日本への逆輸入が増えてくる状態が進行すれば、国内産業が空洞化してしまうと懸念されている。</p> <p>この対策として、海外シフトのメリットの1つである「外国為替変動の影響が少い環境」を日本国内に設けることができれば、国際価格競争力の向上に繋がることが見込まれることから、産業の空洞化対策に効果的と期待できる。また、外国為替変動の影響を少なくすることは、急激な円安の際の輸入企業にも効果的と見込まれ、日本製品が今後も国際市場において活躍していくために必要な対応と考え提案するもの。</p> <p>事業概要：</p> <p>○ 外国取引を行う企業の会計単位通貨を「主要外国通貨」とすることを特別に認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出企業が、国内で、製造の段階から主要外国通貨により価格決定できれば、その後急激な為替変動が生じても、輸出、販売の段階で日本製品の価格は安定しており、国際市場において対等な価格競争を行うことができる。このような環境をつくるために、海外取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨として特に認めることとする。</li> <li>・ その代わりに、国内企業等との取引において外国為替変動リスクが発生するため、何らかのリスク軽減策が必要となる。この対応は、各企業の実情に応じたものとなるが、例えば、友好関係にある企業間で、安定した為替契約や生産調整を行うことが考えられる。</li> <li>・ 事業区域は、外国取引の集中する国際貿易港や国際空港の所在する地方公共団体が適当と考える。</li> </ul> <p>○ 外国為替市場により決定される価格に基づき外国取引を行うことを基本スタンスとするものであることから、市場価格から大きく乖離した価格が横行する場合は、規制を設ける。</p> <p>基本的な考え：</p> <p>ものづくり産業は、開発、生産、流通、販売等の課程を踏まえ価格設定するため、その間の通貨安定が必要となり、販売契約後に日々刻々と価格変動する環境には適さず、成り立たなくなると考える。</p>

## 05 法務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	司法書士、土地家屋調査士の登録要件の緩和	都道府県	奈良県	
		提案事項管理番号	1014010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係省庁	法務省
------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>企業や官公庁に勤務する司法書士試験合格者や土地家屋調査士試験合格者(以下「司法書士有資格者等」という。)が、現在の職を退職することなく、被災地において登録司法書士として登記申請業務等に従事できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>企業や官公庁に勤務する司法書士試験合格者や土地家屋調査士試験合格者(以下「有資格者等」という。)は、原則として、司法書士法第10条第1項第3号、土地家屋調査士法第10条第1項第3号に該当するため、現行法制下においては兼業登録が認められない。東日本大震災や台風12号、15号被害に伴う被災地における不動産登記、商業登記等並びにそれらに関する相談業務を無料で行うため、特例として有資格者等の登録を認め、被災者等から報酬を受け取ることなく、被災者等のために必要な登記申請等業務を行うことを可能とする。これにより、被災地における経済活動の早期復興に寄与することができる。なお、日本司法書士会連合会においても無料相談会は実施しているが、登記手続きの一部無償化を見送ったため、その部分を補充する意味において意味がある。</p>

## 05 法務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際人材教育特区	
要望事項 (事項名)	外国人留学生の夜間部課程への入学緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1022010	
提案主体名	一般社団法人 神戸東洋医療学院			

制度の所管・関係省庁	法務省 厚生労働省
------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>現在、外国人が大学や専門学校へ入学する場合は、夜間課程の入学では留学ビザが発給されない。しかし、留学生の受け入れを促進するとする、我が国の政策を実のものとする為に、一定の条件の下で夜間課程の外国人入学生にも留学ビザの発給を認めるべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、外国人留学生は日中の時間帯で学習をしている。反面、資格外活動の許可を取得し、主に夜間の時間帯は、アルバイト活動によって一定の制限の基で就労している。夜間の労働は、就労できる業種も限られており、資格外活動の禁止業種なども多く、アルバイト活動の環境は良くない。その為、留学による学習を夜間帯の時間でも可能にし、資格外活動のアルバイトがなるべく夜間帯にならない様に促すべき。また日中の自由な時間を利用して、文化体験、ボランティア活動に積極的に参加できる環境を作ることで、良質な留学体験が期待できる。</p> <p>提案理由: 平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」では、高等教育機関の国際化と留学生の受け入れ促進を決定している。その為には、これまでの若年層とは違う層へのアプローチも進めるべきである。日本でも社会人の多くが夜学教育を受けていることを考えれば、外国で既に就労している社会人(成人)層の留学を促進させることも重要であり、国籍を問わずに社会人の人達が共に学べる夜学教育の環境を整備する必要がある。</p> <p>代替措置: 我が国の外国人労働者の受け入れ基本政策との関係であるが、専門的、技術的分野での労働者のみが受け入れ可能であるとの点を踏まえると、本提案も専門的、技術的分野での学習対象者に限定されるものと推測される。その為、本提案の特区を使用する場合は、日本の国家資格を取得する為に来日する学習者に限定する。夜学教育を行う機関は、大学や国家資格養成学校に限定する。</p>

## 05 法務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	あいちトリエンナーレ特区	
要望事項 (事項名)	ビザ取得要件の緩和及び簡素化①		都道府県	愛知県
			提案事項管理番号	1028060
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係省庁	法務省 外務省 厚生労働省
------------	---------------------

求める措置の具体的内容	「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業内容、提案理由】</p> この場合本来は、あいちトリエンナーレ実行委員会では在留資格認定証明交付申請をし、証明書を取得した後、申請者が契約書の写しなどを添えて芸術ビザ、興行ビザの申請、取得をすることになる。あいちトリエンナーレ 2010 の時には、美術館ギャラリー一での公演における海外からの出演者、舞台公演出演者のうち海外からの招聘者について、興行ビザを取得したが、公演によっては契約内容が直前まで固まらないことなどから、契約書を交わすのが遅くなり、来日までにビザ申請・取得できない恐れがあった。                 そこで本特例措置により、報酬を受取る場合でも短期の滞在であれば、短期滞在ビザでの入国が可能となるよう求めるものである。                 そうなれば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。

## 05 法務省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	あいちトリエンナーレ特区	
要望事項 (事項名)	ビザ取得要件の緩和及び簡素化②		都道府県	愛知県
			提案事項管理番号	1028070
提案主体名	愛知県			

制度の所管・関係省庁	法務省 外務省
------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業内容、提案理由】</p> <p>また、上記提案の、短期滞在ビザでの入国が認められない場合は、契約書の添付の代わりに、短期ビザ申請と同様、招聘元からの招へい理由書、身元保証書、滞在予定表等の提出でもって、ビザが発給されるようになるよう手続きの簡素化を要望するものである。</p> <p>そうならば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。</p>